平成３０年（フ）第３７号
横浜市旭区中希望が丘100番地13　希望が丘センタービル406号室、前住所横浜市中区野毛町３丁目145番地８　マージュ桜木町505号室
破産者　横山　隆典
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２号
新潟県村上市幸町３番23号　ハイムタウンラック203
破産者　室橋　敏一
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３５号
（開始決定時の住所）山梨県都留市四日市場401－３
破産者　有泉　雅章
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１７１６号
名古屋市熱田区大宝３丁目４番17号　アメニティ白鳥公園903号
破産者　飯田　裕介
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６１号
愛知県小牧市大字久保一色3035番地４　ベル・エ・キップ205号
破産者　栗崎美智男
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７９０号
名古屋市西区五才美町46番地　五才美ハイツ302号、従前の住所名古屋市西区城西町25番地
破産者　一柳　和伸
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０１号
名古屋市南区北頭町４丁目14番地　シャルマンコーポ北頭715号、従前の住所愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ弐番館109号
破産者　御園　倫慎
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０７号
名古屋市緑区徳重４丁目1415番地　ロイヤル徳重88　203号
破産者　加藤千恵子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５８号
名古屋市南区柴田本通５丁目10番地
破産者　藤工業こと田川謙二こと　曾　　信義
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９４号
名古屋市天白区古川町85番地　野並ハウスＢ棟413号
破産者　上杉　政史
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１０号
愛知県春日井市東野町西２丁目18番地32　コーポシンコーＡ棟203号、従前の住所愛知県春日井市白山町１丁目62番地６
破産者　ゴルフフィッティングスタジオＺＯＮＥこと　藤田　洋樹
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５０号
名古屋市中川区野田２丁目198番地　ホーメストＮＯＤＡ　２Ｂ
破産者　粥川　秀人
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３４号
愛知県知多郡南知多町大字内海字東浜田13番地の３　エスポワール内海Ａ棟202号、従前の住所愛知県半田市寺町159番地の１　榊原荘
破産者　黒田　幸夫
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１２号
京都市左京区松ケ崎正田町10番地
破産者　瀧上　佳紀
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９５号
広島市南区稲荷町５番８－402号
破産者　北森　加代
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
長崎県大村市今津町399番地11　ＯＤコーポ103号、旧住所長崎県大村市竹松本町1000番地４　Ｃ－２号
破産者　中嶋　　進
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目５番34号　セジュールあき203号
破産者　渡邊　　晃
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係